

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となる場合があります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部の「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合は、チェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月19日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 三 河 浩 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年12月 4日から 令和 7年12月11日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年12月18日 午前 9時30分 場 所 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 1月 8日 午後 1時00分 場 所 京都地方裁判所第5民事部
特別売却 実施期間	令和 7年12月26日 午前10時00分から 令和 7年12月26日 午前11時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の 金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許 可若しくは届出を必要としない者に限り、買受申出をすることが できます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 11月19日から当庁2階の物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	19,150,000 15,320,000	一括	3,830,000	164,561	19,586
1	3,980,000				
2	410,000				
3	14,760,000				
			</		



物 件 目 録

1 所 在 木津川市梅美台七丁目
地 番 5番51
地 目 宅地
地 積 197.59平方メートル

所有者 A

2 所 在 木津川市梅美台七丁目
地 番 5番98
地 目 宅地
地 積 551.74平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

共有者 A 持分6分の1

3 所 在 木津川市梅美台七丁目 5番地51

家屋 番号 5番51

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 73.73平方メートル
2階 52.48平方メートル

所有者 A



物 件 明 細 書

令和 7年 9月19日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 三 河 浩 二

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

【物件番号2】

本件共有持分権者及び売却対象外の共有持分権者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記



載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 木津川市梅美台七丁目
地 番 5番51
地 目 宅地
地 積 197.59平方メートル

所有者 A

2 所 在 木津川市梅美台七丁目
地 番 5番98
地 目 宅地
地 積 551.74平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

共有者 A 持分6分の1

3 所 在 木津川市梅美台七丁目 5番地51

家屋 番号 5番51

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 73.73平方メートル
2階 52.48平方メートル

所有者 A



令和 7 年 (ケ) 第 8 2 号
(物件 1、 2、 3)
令和 7 年 7 月 1 7 日受理
令和 7 年 8 月 2 9 日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 小 坂 由 人

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 木津川市梅美台七丁目
地 番 5 番 5 1
地 目 宅地
地 積 197.59 平方メートル

所有者 A

2 所 在 木津川市梅美台七丁目
地 番 5 番 9 8
地 目 宅地
地 積 551.74 平方メートル

共有者 A 持分 6 分の 1

3 所 在 木津川市梅美台七丁目 5 番地 5 1
家屋 番号 5 番 5 1
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき 2 階建
床 面 積 1 階 73.73 平方メートル
2 階 52.48 平方メートル

所有者 A



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

3 ページ

そ の 他 の 事 項

1 目的土地

- (1) 物件1土地は物件3建物の敷地として使用されている。
- (2) 物件1土地は南西側で建築基準法上の道路に接している。
- (3) 物件2土地については、本件債務者兼所有者であるAの共有持分6分の1のみが本件の売却対象である。
- (4) 物件2土地は傾斜地である。
- (5) 物件2土地は梅美台七丁目5番49、同5番50、同5番51（物件1土地）、同5番52、同5番53及び同5番54の各土地の北東側に接しており、各土地上に建てられている各建物の裏庭のように使用されており、樹木が植えられ、ウッドデッキ、木製階段等が設置されている。
- (6) 物件2土地は北東側で建築基準法上の道路に接している。

2 目的建物

- (1) 物件3建物の屋根には太陽光パネルが設置され、北西側壁面にはパワーコンディショナーが設置されている。
- (2) 物件3建物北西側にはエネファームが設置されている。
- (3) 物件3建物には中二階床を開口部とする床下収納が存する。
- (4) 物件3建物には2階中央洋室の天井を開口部とする屋根裏収納が存する模様であるが、家具等の配置の関係で、天井開口部の扉を開けることができず、屋根裏収納の状況を確認できなかった。

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ A	1 物件3建物に住んでいます。物件3建物を誰にも貸していません。 2 本件各土地の分譲会社（株式会社吉村一建設）が、分譲当初は物件2土地の草むしりや工作物の修繕をしていてくれました。最近、久しぶりに、分譲会社が物件2土地の工作物の修繕をしてくれましたが、今後は物件2土地の共有者でウッドデッキ、木製階段等の工作物の管理をしてもらいたいという話になっています。 3 年2回程、物件2土地の共有者で物件2土地の草むしりや清掃をしています。 4 物件2土地上の工作物は物件2土地共有者の共有だと思います。 5 物件2土地の共有者は、物件2土地のうち、概ね各自の所有地の北東側部分を使用しています。 6 物件2土地の固定資産税等の6分の1を支払っています。 7 物件3建物に設置されている太陽光発電設備は私が買い取りました。まだ、ローンは10年程残っています。 8 本件各物件にリース物件等、他人の物は設置していません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は公図、建物図面、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 ライフライン調査の結果、ライフラインの契約者はAであった。
- 3 Aが物件3建物を居宅として使用し、占有していることが認められる。
- 4 物件2土地の共有者らが同土地を更地の状態で占有していることが認められる。
- 5 ライフライン調査の結果、関係人の陳述等及び立入調査の結果から、2ページ及び3ページのとおり認定した。

調査の経過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年 7月18日 17:25-17:35	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影 居住者宛照会書投函
7年 7月22日 : - :	当庁	ライフライン調査
7年 7月30日 : - :	当庁	A宛照会書送付
7年 8月13日 15:30-16:00	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影 Aと面談
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

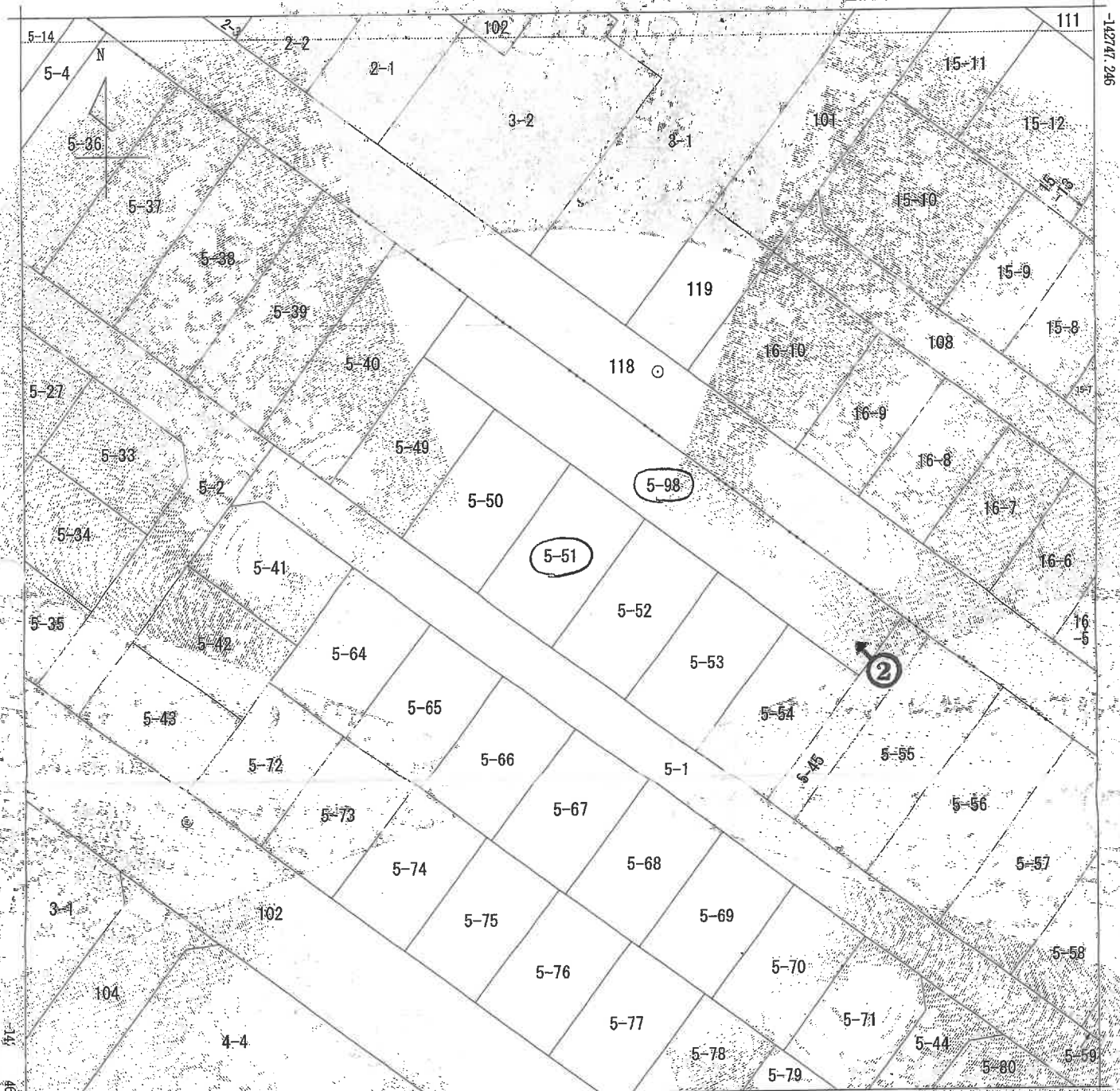
☒ 令和 7年 8月13日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり



(写真撮影位置方向)

地番区域負出
梅美台 5丁目
梅美台 7丁目

請 求 部 分	所 在 木津川市梅美台七丁目					地 番	5番51				
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)			種類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	平成21年3月19日				備 付 年 月 日 (原図)	平成21年3月23日			補 事 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年5月2日
京都地方法務局木津出張所
登記官請求番号：11-2
(1/1)

登記年月日 令和2年7月8日

これは図面に記録され、
令和7年5月2日
京都地方法廷第11-3号

地積測量図

(イ) 5-51
(ロ) 5-100

地番

所在地 水津州市海美台七丁目

トラス架線図

縮尺 1/500.0



点番	X	Y	X _{n+1} -X _{n-1}	Y _n (X _{n+1} -X _{n-1})
5020	1838.9787	3075.1141	-21.2209	-84440.382406
5021	1832.6119	3075.5888	8.4873	33844.711182
5022	1847.3000	3085.7120	21.2509	84856.394806
5023	1855.5328	3093.1423	-8.4873	-33866.542230
5024	1837.8510	3083.4888	197.6901618	395.156824
5025	1903.2704	3945.4975	197.6901618	197.6901618
5026	1874.2889	3849.9372	197.69	197.69
5027	1949.0123	3827.8813		

座標求積表

地番	(イ) 5-51	X	Y	X _{n+1} -X _{n-1}	Y _n (X _{n+1} -X _{n-1})
228()		1838.9787	3075.1141	-21.2209	-84440.382406
230()		1832.6119	3075.5888	8.4873	33844.711182
24()		1847.3000	3085.7120	21.2509	84856.394806
223()		1855.5328	3093.1423	-8.4873	-33866.542230
				倍面積	395.156824
				面積	197.6901618
				面積	197.69

地番	(ロ) 5-100	X	Y	X _{n+1} -X _{n-1}	Y _n (X _{n+1} -X _{n-1})
228()		1838.9787	3075.1141	-21.2209	-84440.382406
230()		1832.6119	3075.5888	8.4873	33844.711182
24()		1847.3000	3085.7120	21.2509	84856.394806
223()		1855.5328	3093.1423	-8.4873	-33866.542230
				倍面積	395.156824
				面積	197.6901618
				面積	197.69

合計

測量年月日 令和2年7月8日

作成者

申請人

箱尺

250

登記年月日: 令和3年6月19日

令和7年5月2日

京都府方法務局 京都市役所

登記簿

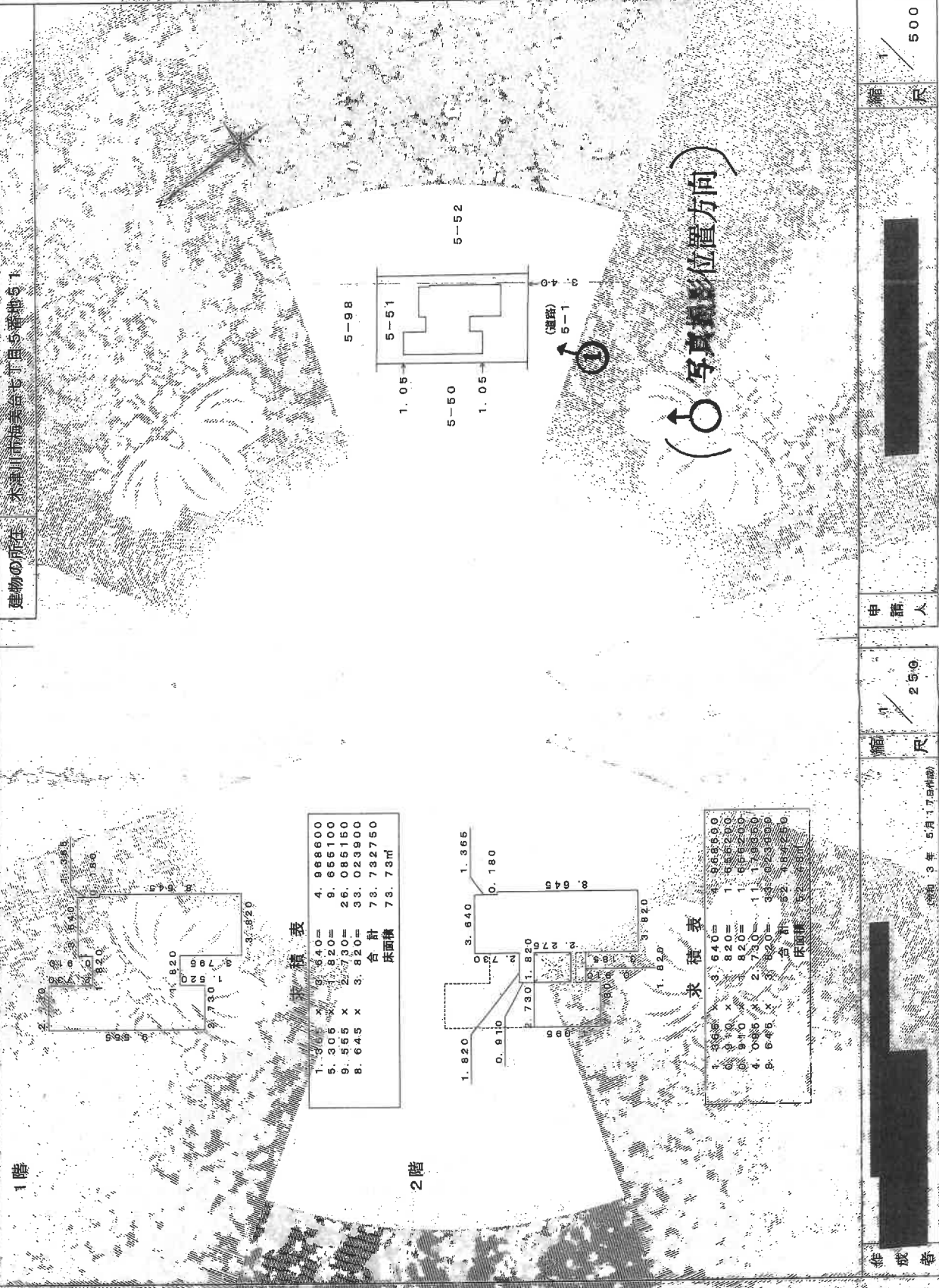
8ページ

各階平面図

建物階平面図

家屋番号 5番5-1

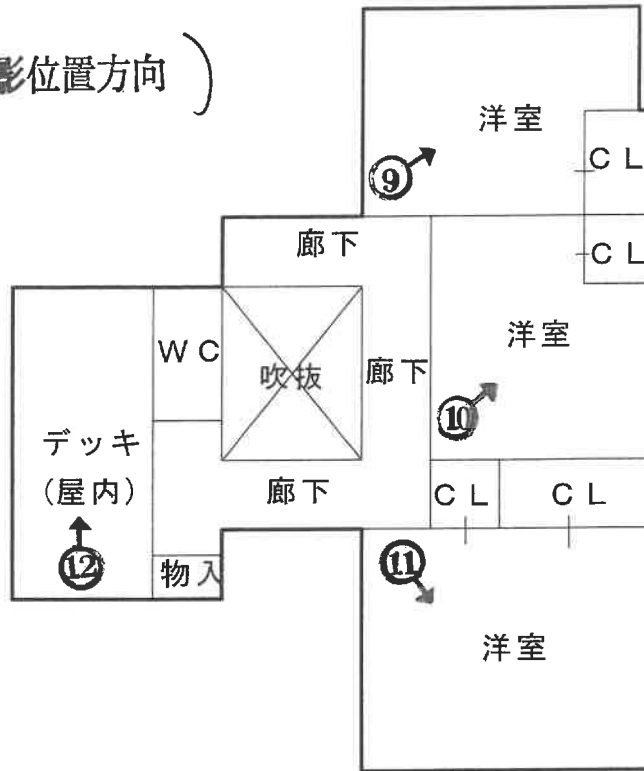
建物の所在 木津川市海美台七丁目5番地5-1



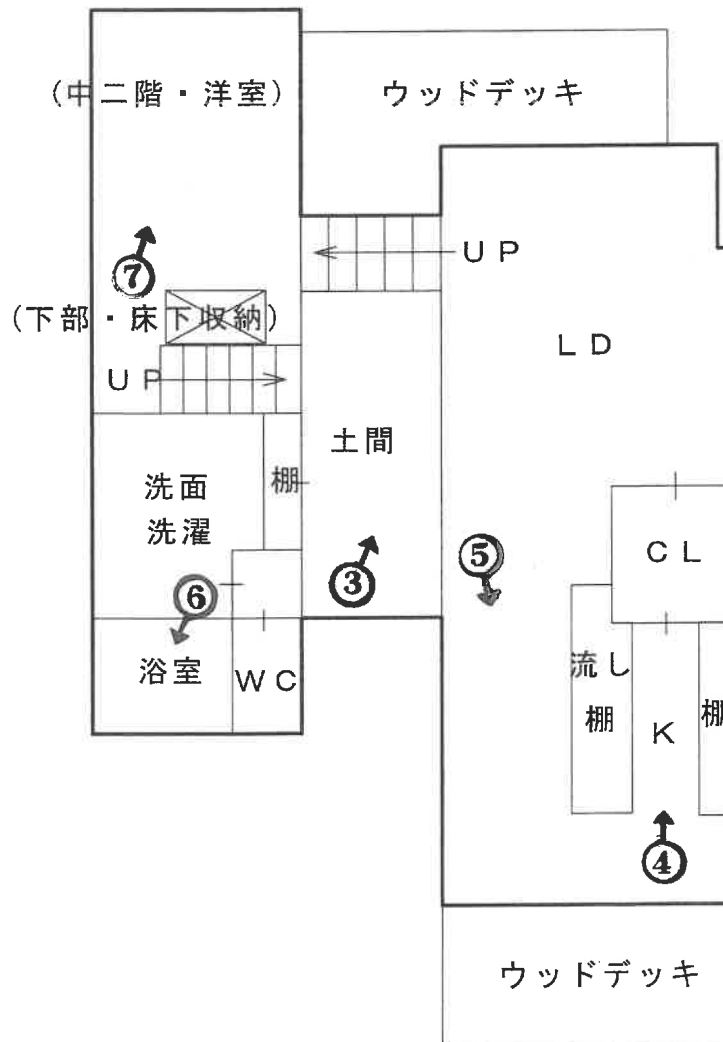
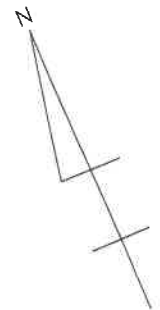
A4判に縮小

建物見取図

(♂ 写真撮影位置方向)



2 階



1 階

本件建物



1



2



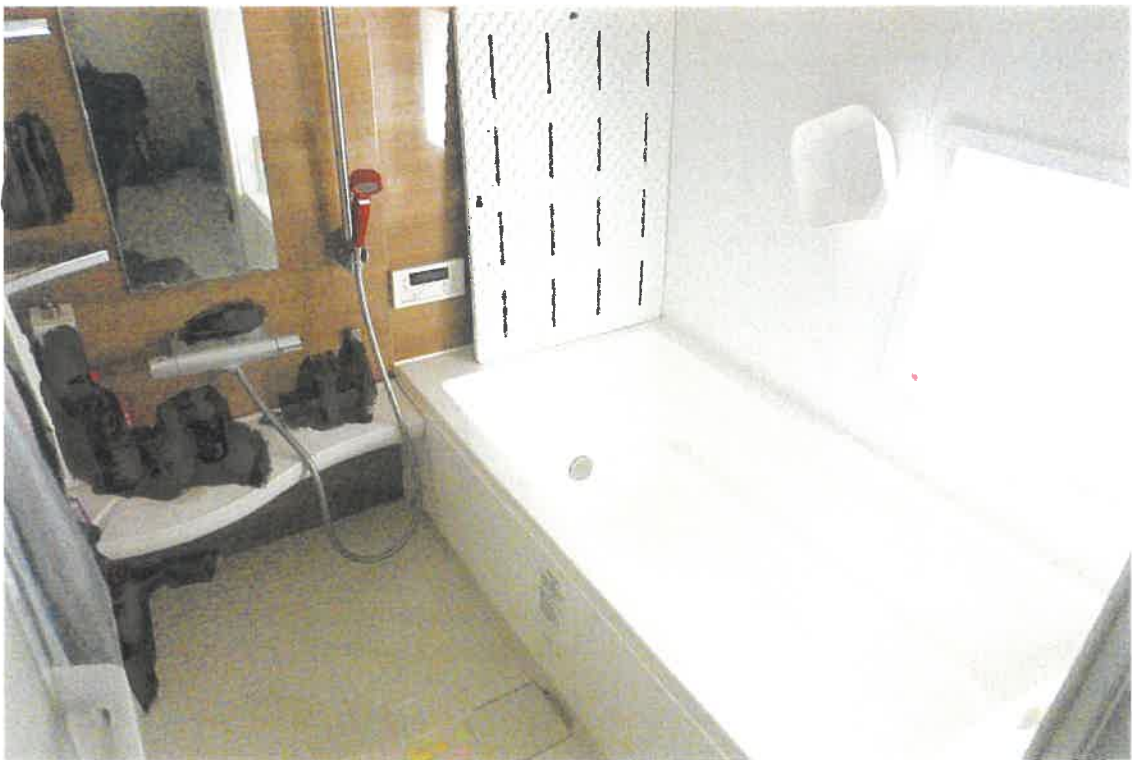
3



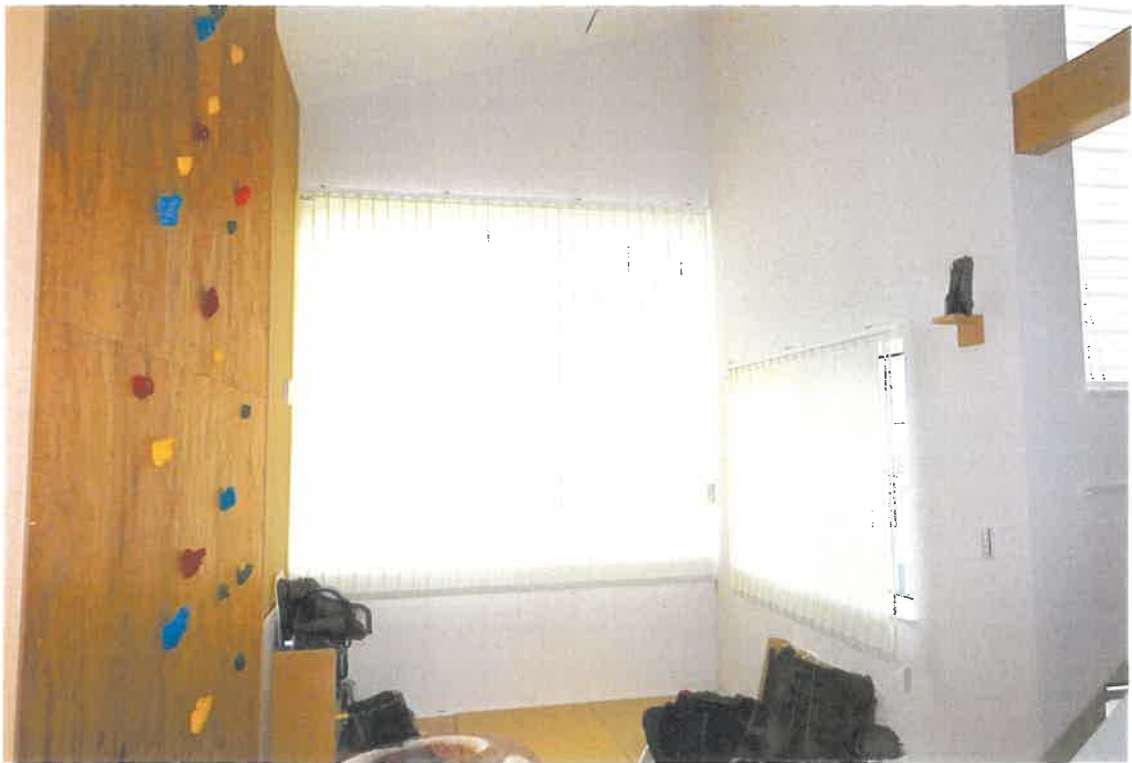
4



5



6



7



8 中二階洋室下部の床下収納



9



10



11



12

令和 7 年（ケ）第 82 号
令和 7 年 8 月 13 日 現地調査
令和 7 年 9 月 2 日 評価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

森 田 信 彦

第1 評価額

一括価格			
金		19,150,000	円
内訳価格			
物件1（土地）	金	3,980,000	円
物件2（土地）	金	410,000	円
物件3（建物）	金	14,760,000	円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。物件2は持分価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番 地目積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
2	所在地番 地目積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」 現況:雑種地
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
番号	特 記 事 項		
	特にない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1、2)

位 置 ・ 交 通	JR奈良 線「 木津 」駅の 南東 方・道路距離約 4.1 km 最寄バス停「 梅美台7丁目 」の 南東 方・約 180m (徒歩 約 3分) (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした新興住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第2種中高層住居専用地域 60 % 200 % なし 第2種高度地区 木津南特定土地区画整理事業施行区域 木津南地区計画
画 地 条 件	物件1 間口 約10.7 m、奥行約 18.5 mの 長方形地 物件2 間口 約63.4 m、奥行約 8.8 mの 長方形地 公図、地積測量図のとおり	
接面道路の状況	物件1 南西側幅員 約 6 mの 市道 に 等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 1号道路) 物件2 北東側幅員 約 6 mの 市道 に 等高 に接する。	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設	上 水 道: あり ガ ス 配 管: あり 下 水 道: あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	・物件2は、北東方に下り傾斜を有する雑種地で、高低差等より建物敷地としての利用は困難である。なお、物件2の接面道路は歩行者道路である。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 3)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 令和3年5月17日 新築 経 過 年 数 ： 約 4 年 経済的残存耐用年数 ： 約 26 年
仕 様	構 造 ： 木造 屋 根 ： スレート葺 外 壁 ： 化粧板貼、化粧タイル貼、吹付等 内 壁 ： ビニールクロス・合板等 天 井 ： ビニールクロス・合板等 床 ： 合板、畳等 設 備 ： 電気、ガス、給排水設備 そ の 他 ： ー
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り： （付属資料建物見取図のとおり）
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・物件3の建築確認は令和2年1月9日、第H31確認建築PLN樞本0926号、計画変更後は令和2年7月8日、第R02確更建築PLN樞本0026号、中間検査は令和2年3月19日、第H31確合建築PLN樞本1092号、完了検査は令和3年5月17日、第R03確済建築PLN樞本0119号である。

第5 評価額算出の過程

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 物件1、2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分割合 オ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
1	62,700	1.02	197.59	0.90	1 / 1	11,370,000
2	62,700	0.10	551.74	—	1 / 6	580,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 木津川 -20
 公示価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $68,300 \times 101/100 \times 100/100 \times 100/110 = 62,700$
 ◇ 時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
 ◇ 標準化補正： 方位等 (1.00)
 ◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/100 \times 100/110 \times 100/100 \div 100/110$
 イ 個別格差： 物件1 方位等 (1.02)
 物件2 地勢、利用の現況等 (0.10)
 ウ 地 積： 登記数量による
 エ 建 付 減 価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。
 オ 持 分 割 合： 物件2について持分割合を乗じた。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分割合 エ	建物の価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
3	200,000	126.21	0.61	1 / 1	15,400,000

ウ 現価率

経済的全耐用年数 30 年、経過年数 4 年、経済的残存耐用年数 26 年、残価率 0.05
 の耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = { 残価率 0.05 + (1 - 0.05) × 経済的残存耐用年数 / 経済的全耐用年数 } × (1 - 観察減価 0.30)
 $\div 0.61$

Ⅱ 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ (万円未満四捨五入)
1	11,370,000	50%	法定地上権	5,690,000

イ 土地利用権等の割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ=カ
1	11,370,000	－5,690,000		100%	70%	3,980,000
2	580,000	－		100%	70%	410,000
3	15,400,000	＋5,690,000	100%	100%	70%	14,760,000
一 括 価 格 (合計)						19,150,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない

エ 市場性修正： 修正の必要がない

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価公示標準地 (木津川-20)
所 在 : 木津川市州見台5丁目5番10
価 格 : 68,300 円/㎡
位 置 : JR奈良 線「 木津 」駅の南東方、道路距離約 3.2 km
価 格 時 点 : 平成 7 地年 1 月 1 日
地 積 : 229 ㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水有
接 面 街 路 : 北方 6 m 市道
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域 (建ぺい率 50 %、容積率 80 %)

地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い閑静な住宅地域

- 2 固定資産税評価額(令和 7 年度)
物件1(土地): 7,824,564 円
物件2(土地): 12,984,649 円 (持分6分の1)
物件3(建物): 9,021,181 円

第7 付属資料の表示

- 1 位 置 図
2 付 近 地 図

以上

物 件 目 録

1 所 在 木津川市梅美台七丁目
地 番 5番51
地 目 宅地
地 積 197.59平方メートル

所有者 A

2 所 在 木津川市梅美台七丁目
地 番 5番98
地 目 宅地
地 積 551.74平方メートル

共有者 A 持分6分の1

3 所 在 木津川市梅美台七丁目 5番地51
家屋 番号 5番51
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 73.73平方メートル
2階 52.48平方メートル

所有者 A





出典：地理院タイル(淡色地図)を加工して利用



出典：地理院タイル(淡色地図)を加工して利用